

1 基本方針策定の背景・目的

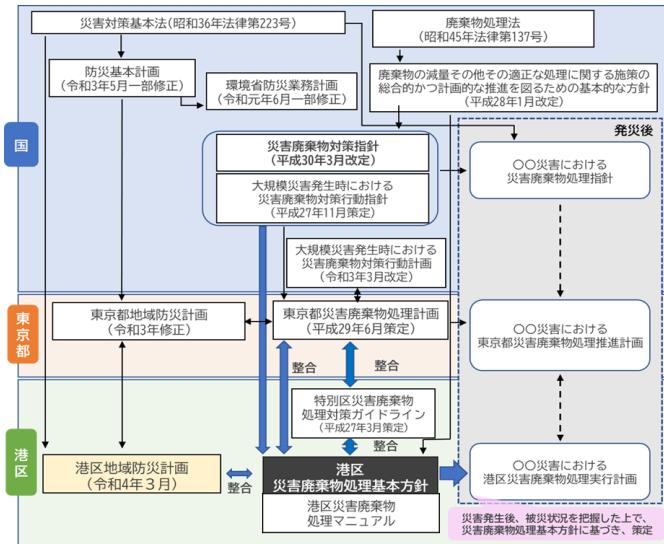
第1章_1.1 基本方針策定の背景及び目的 (本編1ページ)

- 近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況です。
- 国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正（平成27年施行）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃棄物処理基本方針」という。）の改定（平成28年1月）、災害廃棄物対策指針（以下「指針」といいます。）の改定（平成30年3月）等、自治体における災害対応力強化のための取組を進めており、東京都においても東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月）を策定しています。
- 他方、災害時に発生する大量の損壊家屋等（コンクリートがら、木くずなど）や片付けごみの処理や港区の特性を考慮すると停電等に伴う中高層階居住者のごみ出し等への影響が想定されるほか、区内には面積の広い空地が少なく、災害廃棄物の仮置場の確保・設置等も大きな課題です。
- 災害時に発生する災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に重大な影響を生じさせるおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれがあること、感染症発生のおそれがあること等から、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理しなければなりません。
- 以上のことから、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、国の廃棄物処理基本方針における地方公共団体の災害廃棄物処理計画に当たる「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定します。

2 基本方針の位置付け

第1章_1.2 基本方針の位置付け (本編2ページ)

- 基本方針の位置付けは以下に示すとおりで、国の指針を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」、「港区地域防災計画」（令和4年3月、港区）等との関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法を示すものです。



3 基本方針の対象

第1章_1.3 基本方針の対象 (本編3~14ページ)

対象とする災害

- 区の地域に係る震災や風水害など、災害対策基本法第2条第1号に定める災害を対象とします。
- 「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、区内の災害廃棄物の発生量を試算すると、最大約112万トン(コンクリートがら89万トン、木くず等23万トン)に上ると推計されます。

対象とする廃棄物

- 区民から排出される廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ、し尿、片付けごみ、撤去ごみ）のほか、中小企業から排出された災害廃棄物で家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの、区が独自に支援の対象とする小規模企業から排出された災害廃棄物等は、本基本方針及び「港区一般廃棄物処理計画（基本計画・実施計画）」に基づき、区が主体的に適正処理します。
※被災していない通常生活で排出される生活ごみを含みます。
- 事業所（区が支援対象とする小規模企業等を除きます。）から排出される事業系一般廃棄物及び産業廃棄物は、原則として事業者の自己処理責任により適正処理することとします。事業系一般廃棄物は、区による災害廃棄物の処理と並行して事業者による処理が行われるため、廃棄物処理施設等の体制に過大な負荷がかからないよう調整が必要であることなどから、基本方針の対象とします。

4 災害廃棄物の処理方針

第1章_1.4 災害廃棄物の処理方針 (本編15ページ)

- 災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、以下の処理方針を踏まえ、具体的な取組を進めます。

①適正かつ迅速な処理	⑤安全作業の確保
区民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行います。区は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、東京都と協力して周辺や広域での処理を進めます。	住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底します。
②リサイクルの推進	⑥経済性に配慮した処理
徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図ります。再資源化したものは復興資材として有効活用します。	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択します。
③環境に配慮した処理	⑦関係機関等との協力・連携
災害時も周辺環境に配慮し、適正処理を推進します。災害廃棄物処理に要する期間は長期に及ぶ可能性もあるため、可能な限り、脱炭素に配慮した処理を推進します。	早期の復旧・復興を図るため、国、東京都、他区市町村、東京二十三区清掃一部事務組合、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進します。
④衛生的な処理	
生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とします。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進めます。	

5 各主体の役割

第1章_1.5 各主体の役割 (本編16~18ページ)

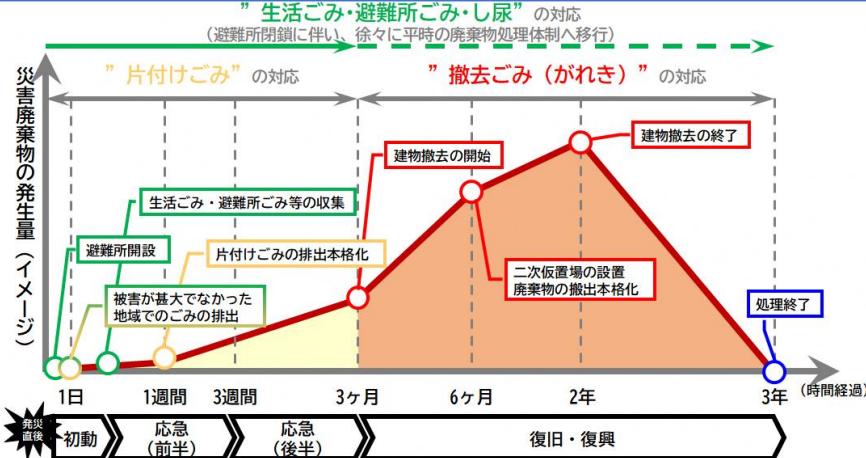
主体	主な役割
港区	● 東京二十三区清掃一部事務組合や東京都などと連携した主体的な災害廃棄物の収集・運搬の実施、仮置場の管理・運営
区民	● 廃棄物の排出段階での分別の徹底
排出事業者	● 事業場から排出される廃棄物の処理を行うとともに、東京都、区が実施する災害廃棄物処理に協力
東京二十三区清掃一部事務組合	● 一般廃棄物処理施設における災害廃棄物の中間処理 ● くみ取りし尿の処理（下水道投入等）
東京二十三区清掃協議会	● 廃棄物の収集・運搬に係る連絡調整、管理、執行
特別区災害廃棄物処理対策本部	● 二次仮置場、仮設処理施設などの共同設置等による地域一体の処理
東京都	● 災害廃棄物処理に関する技術的な支援や他道府県への広域処理の要請等
国（環境省）	● 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)等による技術的な助言・支援
協力協定事業者等	● 災害廃棄物処理に係る必要資機材等の支援 ● 廃棄物処理の知見・能力を活かした災害廃棄物処理への協力
災害ボランティア等	● 区と連携し、被災家屋の後片付け等の被災者支援

6 処理目標期間の設定

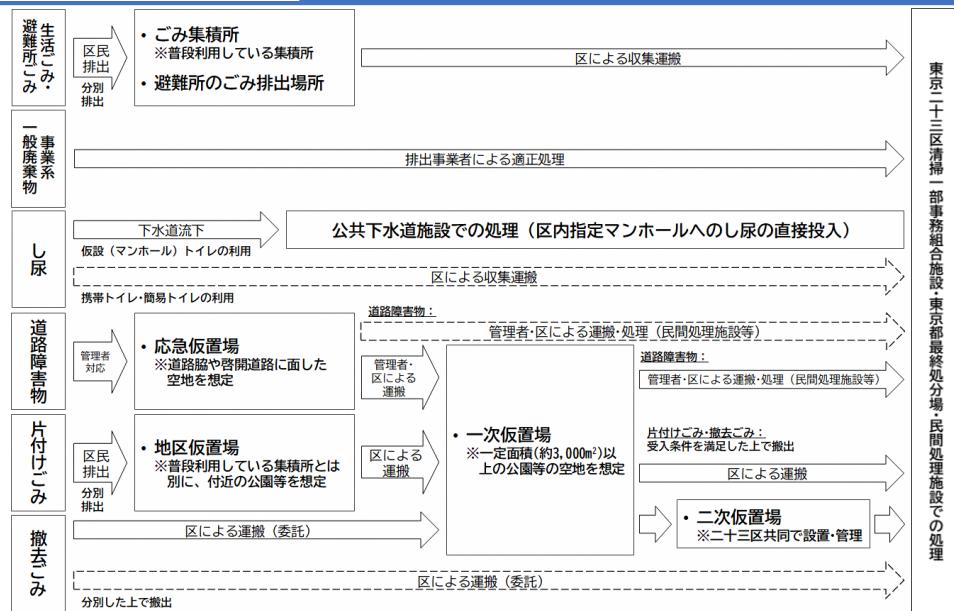
第1章_1.6 処理目標期間の設定 (本編19ページ)

- 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を優先します。
- 早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理は可能な限り早期の完了を目指します。
- 処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定しますが、大規模災害においても、発災から3か月以内を目標に街中からの片付けごみの撤去完了、発災から2年以内を目標に損壊家屋等の撤去等の完了を目指し、仮置場からの廃棄物の撤去も含めた目標処理完了期間を、発災から3年以内とします。

7 災害時の廃棄物処理の全体像 第1章 1.7 災害時における廃棄物処理の全体像 (本編20~23ページ)



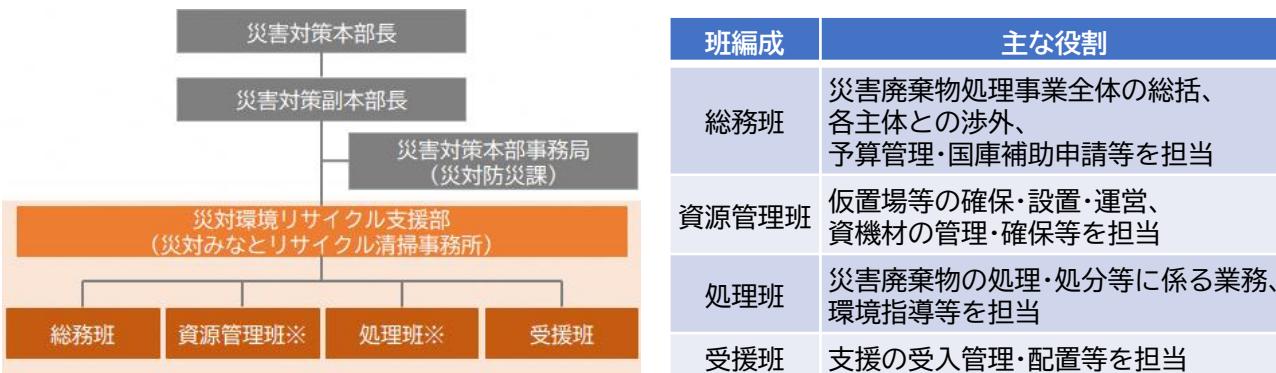
8 処理の流れ 第1章 1.8 災害時における廃棄物処理の流れ (本編24~28ページ)



9 組織体制 第2章 組織体制・情報共有 (本編29~53ページ)

- 発災後は、下に示す組織体制を早期に確立し、庁内関係各課と連携して災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進します。
- 適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を進めるため、関係行政機関だけでなく区民・災害ボランティア・事業者等も含め、関係主体との協力・連携体制を速やかに構築します。また、区が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら災害廃棄物の処理を推進します。
- 支援を受けるに当たり、人的・物的支援を受け入れるための受援体制を発災後早期に構築します。

港区における災害時の組織体制と各班の主な役割



※港区災害対応マニュアルに基づき、災対街づくり支援部(災対都市計画課)と連携して上記組織を編成します。

10 廃棄物処理施設の復旧等 第3章 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧 (本編54~58ページ)

- 発災時の対応
- 発災後は東京二十三区清掃一部事務組合や東京都が管理する廃棄物処理施設の被災状況等を確認します。また、平時に作成した緊急対応マニュアルに基づき、区が管理する廃棄物処理施設等の被害状況も確認し、復旧工事が必要な場合はできるだけ早く再稼働します。

- 平時の対策
- 発災後に東京二十三区清掃一部事務組合や東京都等の関係主体と迅速に連絡を取ることができるよう、連絡先一覧の作成を行うほか、区が管理する廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等を推進します。また、災害時にも処理が継続できるよう、非常用発電設備等の設備やマニュアルの作成等の対策も推進します。

11 各種廃棄物の災害時対応の詳細 第4章~第6章 本編59~141ページ

- 廃棄物の処理に当たっては、分別や感染症対策を徹底した上で実施します。
- 各種廃棄物の災害時対応は、区職員が速やかに行動を起こせるよう、時系列に応じて対応事項をフロー化するとともに、対応の詳細(誰が、何を)を具体的に示しています。

生活ごみ・避難所ごみ 対応の詳細 | 第4章 4.2 生活ごみ・避難所ごみの発生・収集運搬・処理 (本編60~66ページ)

- 生活ごみや避難所ごみには、生ごみ等の腐敗性廃棄物が多く含まれるため、生活環境衛生上、最優先で対応が必要であることに加え、片付けごみ等の対応に注力するためには生活ごみ・避難所ごみの対応を軌道に乗せる必要があることから、発災後は生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理を優先します。
- 平時と同様“ごみ集積所”を利用して収集運搬・処理を行い、避難所ごみは避難所での指定場所から収集運搬を行います。
- 高層マンションでは、停電等によりエレベーターが停止した場合、ごみ集積所にごみを排出することが困難な居住者が生じることが予想されるため、居住者間で助け合っごみを排出するよう協力を求めます。

事業系一般廃棄物 対応の詳細 | 第4章 4.3 事業系一般廃棄物の発生・収集運搬・処理 (本編67~70ページ)

- 原則、排出事業者の責任により適正処理を行います。ただし、生活環境保全上、支障が生じるおそれがある場合は区による収集運搬・処理も検討します。

し尿 対応の詳細 | 第5章 5.2 災害用トイレの調達・設置等 5.3 し尿の発生・収集運搬・処理 (本編72~81ページ)

- “下水道での処理”を原則とし、下水道に支障が生じた場合は携帯トイレ等により対応します。
- 下水道機能に支障が生じるなど、マンホールトイレ等による下水道処理が困難な場合は、携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ(くみ取り、マンホール等)等を利用して適切に対応し、発生するし尿は、区民生活に影響を及ぼすことがないように、速やかに収集運搬・処理体制を確立し、適切に対応します。

片付けごみ・撤去ごみ等 対応の詳細 | 第6章 片付けごみ・撤去ごみ等の処理 本編82~141ページ

- 損壊家屋等から排出される家財道具(片付けごみ)をはじめ災害廃棄物の分別区分や排出方法、収集頻度、仮置場の設置・運営等に関する情報については、区民・事業者及び災害ボランティアに正確な情報が伝わるよう、様々な手段を用いて速やかに周知・広報を行います。
- 道路障害物については、各道路管理者は協力協定を締結した関係業界等の協力を得て、路上から除去した道路障害物を“応急仮置場”に移動、その後一次仮置場に搬入し、処理施設等で適正に処理を行います。
- 片付けごみは“ごみ集積所”に排出せず、原則として発災後に設置する“地区仮置場”に可燃・不燃・粗大など分別排出し、区による収集運搬を行い、一次仮置場に搬入し、処理施設等で適正に処理を行います。
- 撤去ごみは分別をした上で、一次仮置場に搬入し、処理施設等で適正に処理を行います。解体・撤去は、原則として所有者が実施しますが、半壊以上の被害を受けた家屋、住居と併設の中小企業の店舗・事務所等及び区が独自に支援の対象とする小規模企業の店舗・事務所等については、所有者からの申請に基づき、区が撤去等を行います。

12 平時の取組 第7章 平時の取組 (本編142~144ページ)

主な取組	概要
教育訓練・周知啓発	● 教育・訓練の定期的な実施等により災害対応力の向上を図るほか、区民・事業者に対しては、区の災害時の廃棄物処理対応への協力を求めます。
災害廃棄物処理基本方針の見直し	● 本基本方針の実効性を向上させるため、適宜、見直し・改定を行います。
今後の取組	● 本基本方針の実効性を高めるため、各廃棄物に関する処理対応マニュアルの作成など各種事項に取り組みます。

13 今後のスケジュール(予定)

令和4年2月 区民意見募集、環境審議会委員報告

3月 災害対策検討委員会(審議、基本方針策定)、区民文教常任委員会(報告)、環境審議会(報告)